

「海上起重作業管理技士」の更新講習を受講すべき年に「登録海上起重基幹技能者」講習を受講した場合の取扱いについて

海上起重作業管理技士で現に資格を有し、「登録海上起重基幹技能者講習」を受講した者は、海上起重管理技士の更新講習を受講したものと見做すものとするしました。

これにより、別途開催される「海上起重作業管理技士更新講習」を受講する必要がなくなります。「登録海上起重基幹技能者講習」の試験に合格できない場合においても海上起重作業管理技士資格者証の有効期限を5年間延伸します。

今回の改善で、特に資格者証の有効期限が当該年度までで「登録海上起重基幹技能者講習」を受講する方の手続軽減を図りました。